

福山市広告付き窓口番号案内表示システム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市が使用する広告付き窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）の設置に関して、福山市広告事業実施要綱（2024年（令和6年）4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 受付番号札発券機、発券番号表示パネル、呼出操作機、受付番号案内表示モニター、待ち状況職員用表示モニター、呼出しマイクにより構成する窓口番号案内表示システム及び交付操作機、バーコードリーダー、交付用番号表示モニター等により構成する交付用システムの総称をいう。
- (2) 設置事業者 市にシステムを設置する者をいう。

(広告の掲載の基準)

第3条 広告主及び広告の内容の基準は、実施要綱及び福山市広告掲載基準（2024年（令和6年）4月1日施行。以下「市基準」という。）に定めるところによる。

- 2 事業者は、広告内容審査のための必要な基準と審査体制を有さなければならない。
- 3 前項の審査基準は、実施要綱第4条及び市基準と同等でなければならない。
- 4 本市の区域内に営業拠点を有する企業、事業者及び個人事業主等の広告を優先する。

(設置場所)

第4条 システムの設置場所は、福山市役所本庁舎並びに松永支所、北部支所、東部支所及び神辺支所とする。

(設置期間)

第5条 システムの設置及び運用保守業務期間は、2026年度（令和8年度）から2031年度（令和13年度）までとする。

(設置事業者の選考)

第6条 設置事業者の募集方法、申込方法等は、福山市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用保守業務事業者募集要項で定める。

(設置事業者の決定)

第7条 市長は前条の規定による申込みがあったときは、福山市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用保守業務事業者評価委員会において審査を行い、設置事業者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により設置事業者を決定したときは、その結果を応募した者全員に對し、通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 市長は、設置事業者とシステムの設置及び管理運営に関し、契約を締結するものとする。

(広告掲載の留意事項)

第9条 設置事業者は、広告主の募集に当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにし、市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないようにしなければならない。

2 設置事業者は、広告の募集、審査、選定及び掲載並びに掲載した広告に係る苦情の対応を行わなければならない。

3 広告主及び広告内容については、設置事業者が審査の上、決定するものとする。

4 市長は、広告主又は広告の内容が法令並びに本市の実施要綱及び市基準に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、設置事業者に対して広告主又は広告の内容の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第10条 本事業の実施に係る費用（システムの作成、設置、運営、維持、修繕、撤去及び原状回復に係る費用並びに広告主の募集、広告の制作及びその他広告事業の実施に係る費用）については、設置事業者の負担とする。

2 システム設置場所の使用料及び電気料金については、設置事業者の負担とする。

(事業者の取消し)

第11条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該設置事業者の決定を取り消すことができる。

(1) 申込書等に虚偽の記載をしたことにより、事業者の決定を受けたとき。

(2) 指定する日までにシステムを設置しないとき。

2 市長は、前項の規定により事業者の決定を取り消したときは、事業者に通知するものとする。

3 第1項第1号の事由により前項の取消決定の通知を受けた事業者は、既にシステムを設置した場合は、市長と協議の上、速やかにこれを回収し、原状回復をしなければならない。

4 第1項の規定による取消により生じた事業者の損害について、市は賠償しない。

(事業者の責務)

第12条 本事業に当たっては、事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

(2) 本事業により市又は第三者に損害を与えたときは、事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りではない。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利の処理が完了していなければならない。

(4) 事業の実施に係る権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 事業者は、システムが故障等により使用不可になった場合は、直ちに代替機を手配するとともに、新たなシステムの設置又は修繕等、市民サービスに影響が出ないよう速やかに対応をしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）1月19日から施行する。